おしらせ information

高山村役場　事務分掌一覧

（令和五年四月一日）

職名	氏名
村長	後藤　幸三
副村長	平形　郁雄
教育長	山口　廣

総務課

係：庶務係・財政係

担当事務内容：人事・予算統制・儀式褒賞・公印管理・条例規則・栄典事務・消防・防災・防犯交通・防災行政無線・町村会・自衛官募集・財務財政・地方債・地方交付税・譲与税・交付金・公有財産管理・庁舎管理・庁有車管理・情報公開・個人情報保護・避難者受入・入札審査会

職名	氏名
課長	後藤　好
補佐	武田　昌明
補佐	山岸　孝宏
係長	林　大生
係長	平形　佑太
係長	武淵　ゆい
主事補	堀　鈴花
総務課課長付	飯塚　欣也
用務員 会計年度任用職員	佐藤　京子

地域振興課

係：地域振興係

担当事務内容：企画調整・広報・商工振興・地域づくり・統計調査・土地対策・運輸対策・観光行政・情報政策・環境対策・景観対策・消費者対策・地方創生・交流事業・過疎対策・総合計画・むらの中心地づくり・移住定住対策・さとのわの運営管理・ふるさと納税・脱炭素

職名	氏名
課長	林　隆文
補佐	山岸　栄
補佐	武田　和也
係長	塚越　政義
係長	倉田　詩織
係長	廣田　亜美
主任	林　美紀

保健みらい課

係：保健係・福祉係

担当事務内容：社会福祉・生活困窮・老人福祉・包括支援センター・障害福祉・児童福祉・児童手当・子育て支援センター・保健予防事業・健康増進事業

職名	氏名
栄養士（主任）	佐々木優実
保健師（主任）	唐澤　萌子
社会福祉士 会計年度任用職員	松井　直美
会計年度任用職員	林　明美

農林課

係：農政係・林務係

担当事務内容：農業振興・農業基盤整備・農業金融・畜産振興及び牧場管理・農業団体・水田農業・水産業・農業用水・有害鳥獣・林業振興・分収造林・林業団体・治山・林道

職名	氏名
課長	平形　英俊
参事	松井　信之
補佐	座木　光代
係長	石坂　唯
主任	林　康仁
主事	小林　市臣
再任用	星野　茂樹

建設課

係：建設係・上下水道係・地籍調査係

担当事務内容：土木建設・道路・橋りょう・河川・災害復旧・村営住宅・法定外公共物・上下水道・国土調査・用地管理・空き家対策

職名	氏名
課長	飯塚優一郎
補佐	鈴木　啓三
補佐	平形　好崇
係長	山田　清隆
係長	廣田　和則
主事	野上　太一
会計年度任用職員	小林　直人

教育委員会

たかやまこども園

担当事務内容：教育・保育

職名	氏名
保育教諭（主事）	平形　望
保育教諭（主事）	田村　風月
保育教諭 再任用	木村　朋子
保育教諭 会計年度任用職員	加部　葵

高山村保育所

担当事務内容：保育所・児童館

職名	氏名
保育士（係長）	島田由喜枝
保育士（主任）	蟻川いずみ
保育士（主事補）	大木　稀泉
保育士（主事補）	戸川華代美
保育士 再任用	大渕　初美
保育士 会計年度任用職員	飯野ようこ
保育士 会計年度任用職員	星野　佳美
保育士 会計年度任用職員	田中あや子
保育士 会計年度任用職員	関　芳子
放課後児童支援員 会計年度任用職員	山野井久美子

保健みらい課	住民課	税務会計課	地域振興課
保健係・福祉係	住民係・保険係	税務係・出納係	地域振興係
社会福祉・生活困窮・老人福祉・包括支援センター・障害福祉・児童福祉・児童手当・子育て支援センター・保健予防事業・健康増進事業	戸籍・住民基本台帳・印鑑登録・証明・旅券申請・マイナンバーカード申請・人権擁護・埋火葬許可・災害救助・環境衛生・狂犬病予防・遺族援助・福祉医療・国民年金・その他窓口事務・国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療・高齢者保健事業	住民税・固定資産税・国民健康保険税・軽自動車税・諸税・諸証明・出納事務全般・村税等収納	
課長 割田 信一 保健師(参事) 星野 千香子 補佐 星野 哲也 係長 河原田 英華 保健師(係長) 前村 利世子	課長 都筑 喜久雄 保健師(参事) 小野 恵美 係長 星野 香澄 係長 後藤 裕之 係長 齊藤 瑞代 主任 林 佐智世 主任 武淵 ちひろ 再任用 藤井 なおみ	会計管理者兼課長 本間 尚也 補佐 香川 正和 係長 後藤 政樹 係長 倉品 隆史 係長 松井 智良 主任 飯塚 美紀 会計年度任用職員 寺田 真奈実	主事補 松井 皓之介 再任用 割田 眞

教育委員会			
学校教育係・社会教育係	学校給食センター	学校	たかやまこども園
教育委員会事務・教育大綱・教育行政方針・生涯学習 (学校教育係) 教職員人事・学校施設管理・育英事業・中学生海外派遣等 (社会教育係) 家庭教育・青少年教育・人権教育・文化スポーツ振興・社会教育施設管理・文化財保護・図書室運営等	学校給食センターの運営管理	高山小学校用務	教育・保育
課長 金井 等 参事 大渕 俊幸 係長 飯塚 涼 係長 市川 紗知 係長 西形 貴典 係長 飯野 和憲 特別派遣社会教育主事 鳥塚 嘉紀 (吾妻教育事務所から派遣)	補佐 都筑 みゆき 調理員会計年度任用職員 小渕 里枝 調理員会計年度任用職員 後藤 桃 調理員会計年度任用職員 折茂 千晴 調理員会計年度任用職員 割田 歩美	用務員再任用 茂木 由美子	園長会計年度任用職員 唐澤 浩二郎 主任教諭(補佐) 田村 留美子 保育教諭(係長) 萩原 江美 保育教諭(係長) 町田 茜 保育教諭(係長) 村元 千晴 保育教諭(主任) 小倉 千明 保育教諭(主任) 須貝 祐紀

議会事務局	選挙管理委員会事務局	監査委員事務局	固定資産評価審査委員会事務局	農業委員会事務局
議会事務	選挙管理委員会事務	監査委員事務	固定資産評価審査委員会事務	農業委員会 農業者年金
局長 小池 正浩 書記 林 大生(総務課係長兼任)	書記長 後藤 好(総務課長兼任) 書記 武田 昌明(総務課補佐兼任) 書記 林 大生(総務課係長兼任) 書記 武淵 ゆい(総務課係長兼任)	書記 小池 正浩(議会事務局長兼任)	書記 小池 正浩(議会事務局長兼任)	局長 平形 英俊(農林課長兼任) 書記 座木 光代(農林課補佐兼任)

吾妻広域町村圏振興整備組合派遣

吾妻養護老人ホーム
所長 平形 和彦

高山村教育委員会委員の任命

本年2月21日をもって、高山村教育委員会委員の飯塚武久さんが辞職され、4月1日付けで、林嘉彦さんが、新委員として任命されました。

固定資産評価審査委員の選任について

本年3月31日をもって固定資産評価審査委員の林嘉彦さんが辞職され、4月1日付けで、佐藤章彦さんが選任されました。

高齢者の在宅生活を支えるための主なサービス

高山村では、在宅で高齢者等を介護する場合、介護保険事業以外でも永年住み慣れた自宅や地域で安心して生活が送れるように様々な高齢者福祉サービスを提供しています。

なお、サービスを受ける際には、所得や身体状況などにより自己負担額やサービス内容が異なる場合もあります。また、介護保険の事業等によるサービスが優先となる場合もありますので、ご不明な点は各担当課へお問い合わせください。（令和５年４月現在）

◎在宅ねたきり老人介護慰労金支給事業

日常生活に著しい支障がある在宅の高齢者等を介護し、要件を満たす方に介護の労をねぎらうとともに、在宅福祉の増進を図るため介護慰労金を支給します。

①支給対象者　毎年４月１日、７月１日、10月１日及び１月１日時点において次の要件をすべて満たす方を、居宅において１年以上継続して介護している方

（１）高山村に住所を有し、年齢が65歳以上であること。

（２）介護保険法による介護認定の要介護４又は５の状態が１年以上継続し、その期間中に施設等への短期入所及び入院等の通算日数が100日を超えないものであること。

②介護慰労金の額

要介護４の方を介護した場合は年額26万円以内、要介護５の方を介護した場合は年額30万円以内です。

※１回あたりの支給額（要介護４…65,000円／要介護５…75,000円）

※詳しくは住民課（☎0279－63－2111）までお問い合わせください。

◎高齢者住宅改造費助成事業

高齢者の生活の質の向上及び在宅生活の継続を支援するため、高齢者のいる世帯の住宅内の改造費を助成します。

①高齢者介護用住宅改造費助成事業の対象者

（１）高山村に住所を有し、60歳以上で要介護２以上の介護認定を受けた高齢者がいる世帯

（２）生計中心者の前年所得税課税年額が８万円以下の世帯

②自立高齢者等住宅改造費助成事業の対象者

（１）高山村に住所を有し、60歳以上で自立、要支援及び要介護１のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみからなる世帯

（２）前年所得税課税年額が非課税の世帯

③対象工事　高齢者の身体能力等から必要となるバリアフリー工事で家屋内の改造費及びこれに必然的に付随する附帯工事費用

④助成率及び助成限度額　助成率は助成対象費用の６分の５　助成限度額は50万円

⑤その他の事項

（１）高山村重度身体障害者（児）住宅改造費補助要綱による補助金と併せて交付を受けることはできない。

（２）介護保険制度における居宅介護（支援）住宅改修費と併用する場合は、介護保険制度の給付を優先することとする。

※詳しくは住民課（☎0279－63－2111）・保健みらい課（☎0279－63－1311）までお問い合わせください。

◎介護用車両購入費補助事業

ねたきり等の要介護者及び身体障がい者等を、同乗させ外出する場合に使用する車椅子仕様車両を購入する場合補助金を支給します。

①支給対象

次の各号のすべてに該当する方を同乗させ通院、通所等に使用するために、車椅子仕様の車両を新車で購入する場合。

（1）高山村に在住し住所を有する方

（2）次のいずれかに該当する世帯の要介護者及び介護家族

ア　おおむね65歳以上のねたきり高齢者等を抱える世帯

イ　高山村身体障害者福祉法施行規則の別表第５号の１・２級に該当する下肢・体幹の障がい者、又は下肢及び体幹重複障がい者のいる世帯

②補助率及び補助限度額

補助率は補助対象費用の３分の２　補助限度額は666,000円

※詳しくは保健みらい課（☎0279−63−1311）までお問い合わせください。

◎緊急通報システム設置事業

虚弱なひとり暮らし高齢者等の急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報システムを設置します。

①設置対象者　高山村に住所を有し、次のいずれかに該当する方

（1）おおむね65歳以上の虚弱なひとり暮らし高齢者

（2）ひとり暮らしの重度身体障がい者

（3）その他村長が必要と認めた者を抱える高齢者のみの世帯

②設置費用及び利用料　全額村が負担（村の指定業者が設置）

※詳しくは保健みらい課（☎0279−63−1311）までお問い合わせください。

◎徘徊高齢者探索システム助成事業

認知症等により徘徊がある高齢者を在宅で介護を行い、徘徊高齢者探索システムを運営する民間事業者と契約を行っている家族等に対して利用費用等を助成します。

①対象者　高山村の介護保険の被保険者の介護者であって、次の要件のいずれかに該当する方

（1）65歳以上の在宅の徘徊高齢者を在宅で介護している家族で、高齢者が徘徊した際、位置の確認後迎えに行ける方

（2）その他村長が特に必要と認めた方

②助成金額

（1）**初期登録費用**　運用事業者の位置情報提供サービスに係る登録費用及び専用付属品にかかる費用の範囲内で、7,560円を限度とし、徘徊高齢者に対して１回限り。

（2）**利用費用**　月額2,052円を限度とし、2,052円を超える利用料金、電話での位置情報提供料金、現場急行料金は助成の対象外となります。

※詳しくは保健みらい課（☎0279−63−1311）までお問い合わせください。

◎寝具等クリーニング利用券支給事業

在宅の療養者である家族の経済的負担の軽減と在宅生活の維持を支援するため、寝具等のクリーニングに使用できる利用券の支給を行います。

①給付対象者　高山村に住所を有する在宅の介護を要する方で、次の各号のいずれかに該当する方

（1）介護保険法による介護認定の要介護１以上に該当する方

（2）高山村身体障害者福祉法施行規則の別表第５号に規定する３級以上の障害にある方

（3）療育手帳制度要綱により療育手帳の交付を受け、その判定がＡの方

②利用券の限度額　１カ月あたり、5,000円（村が指定する業者でのみ使用可能）

※詳しくは社会福祉協議会（☎0279−63−2075）までお問い合わせください。

◎紙おむつ等給付事業

在宅の療養者である家族の経済的負担の軽減と在宅生活の維持を支援するため、紙おむつ等の給付を行います。

①給付対象者

高山村に住所を有する在宅の排尿及び排便行為に支援を要する方で、次の各号のいずれかに該当する方

（１）介護保険法による介護認定の要支援１以上に該当する方

（２）高山村身体障害者福祉法施行規則の別表第５号に規定する３級以上の障害にある方

（３）療育手帳制度要綱により療育手帳の交付を受け、その判定がＡの方

②現物給付の額（１カ月当たり）

（１）要支援１及び２の方	3,000円
（２）要介護度１及び２の方	3,000円
（３）要介護度３及び５の方	5,000円
（４）身体障害者手帳３級以上の方	5,000円
（５）療育手帳Ａ判定の方	5,000円

※詳しくは社会福祉協議会（☎0279－63－2075）までお問い合わせください。

◎ひとり暮らし高齢者等配食サービス事業

高齢者のみの世帯の高齢者の健康保持及び孤独感の解消、並びに地域社会との交流を深めるため、配食サービスを行います。

①配食対象者

高山村内に住所を有する概ね65歳以上の高齢者等で、栄養改善や見守りが必要な介護サービスの必要性があると思われる方

②配食の方法

昼食を月曜日から金曜日（祝祭日等は除く。）の希望する日にご自宅にお届けします。

③利用料金

１食300円（利用者負担額）

※詳しくは保健みらい課（☎0279－63－1311）までお問い合わせください。

◎高齢者バス回数券割引事業

交通弱者の高齢者が代替バスを利用する場合、回数券を割り引いて販売します。

①対象者

高山村に住所を有する65歳以上の方

②販売価格

通常価格3,000円を2,000円で販売します。

※詳しくは住民課（☎0279－63－2111）までお問い合わせください。

◎ぐーちょきシニアパスポート事業（県実施事業）

群馬県では、高齢者の積極的な外出を促すために、協賛店舗に提示すれば割引などの優遇措置が受けられる「ぐーちょきシニアパスポート」の配布を実施しています。

①対象者

県内に住所を有する65歳以上で、配布を希望する方

②配布場所

役場住民課窓口・保健福祉センター（運転免許証など本人確認ができるものを持参してください）

③サービス内容

協賛店舗によってサービス内容は異なります。協賛店舗とサービス内容の一覧を希望される方には、パスポート配布の際に併せてお渡しします。

※詳しくは保健みらい課（☎0279－63－1311）、もしくは県庁介護高齢課（☎027－226－2576）までお問い合わせください。

マイナポイント申請期限の延長について

マイナポイント申請期限が**令和５年度９月末まで**に延長されました！

＜対象＞

令和５年２月末までにマイナンバーカードの交付申請をして、**まだマイナポイントの申請手続をしていない**方

※マイナポイントの申請が困難な方は、住民課窓口までお気軽にお問い合わせください。
住民課窓口でも、申請手続きのお手伝いをしております。
高山村役場　住民課　☎0279－63－2111（内線67）

飼い犬の登録と狂犬病予防注射のお知らせ

令和５年度春季の飼い犬の登録と狂犬病予防注射を下記のとおり実施いたしますので、生後91日以上の犬を飼っている方は最寄りの会場へお出かけください。

また、飼い犬を登録済みの方には別途個別の実施通知を配布いたしますので、**通知書（ハガキ）を会場へ持参くださるよう**お願いいたします。

期日	会　　場	時　　間
5月18日（木）	火の口公民館	9：00～ 9：10
	農協旧尻高支所（熊野）	9：20～ 9：35
	北之谷住民センター	9：45～10：00
	西地区スポーツ広場	10：10～10：25
	関田住民センター	10：35～10：50
	役原地区住民センター	11：00～11：15
	高山村役場	11：25～11：50

期日	会　　場	時　　間
5月19日（金）	五領公民館	9：00～ 9：25
	新田地区集会所	9：35～10：00
	本宿公民館	10：10～10：35
	原住民センター	10：45～11：00
	梅沢集会所	11：10～11：30
	茶屋ヶ松集会所	11：40～11：50

☆手数料
- **注射のみ　（登録済みの犬）　注射料　3,500円**
- **登録と注射（登録の済んでいない犬）　登録・注射料　6,500円**

☆**犬の登録・注射を怠った者は、狂犬病予防法の規定により罰せられることがあります。**
☆犬は、必ずつないで飼い、**放し飼いは絶対にしないでください。**
☆運動中の犬の糞等は、飼い主が責任を持って片づけてください。
☆本年度の集合による登録及び注射は、５月と10月の年２回を予定しています。
☆飼い犬が死亡した場合、役場住民課まで報告をお願いします。
☆動物病院等で既に狂犬病予防注射を受けた方にも通知書が届く場合がありますが、ご容赦ください。
☆４・５・６月は狂犬病予防注射月間です。注射はお早めにお受けください。

《お問い合わせ先》　高山村役場　住民課　☎0279－63－2111（内線62）

山火事防止について

陽気が暖かくなり、連休にかけて行楽や入山者等、山野で人が活動することが多くなることかと思います。

高山村消防団では４月28日から５月７日までの間、山火事防止期間とし消防車を利用したパトロールを実施します。

林野火災の原因は、タバコや火の不始末など人的要因が多く、火気を取扱う際には必ず消火を確認してください。

また、家庭においても燃えやすい物を火の近くにおかない等、予防消防に努めましょう。

火災を発見した場合は局番なしの119番に通報し、危険を感じた場合は避難してください。

春の全国交通安全運動

5月11日(木)～20日(土)にかけて春の全国交通安全運動が実施されます。

高山村においては、警察、交通指導員、交通安全協会高山支部等と連携し、朝の街頭指導等や巡回広報を実施し交通安全啓発に努めます。

5月は大型連休を迎え、車の動きが活発に変化します。運転する方は、特に子供や高齢者の安全を守るよう心がけましょう。

高山村一丸となって交通事故を無くしましょう!!

※5月20日(土)は全国の「交通事故死ゼロを目指す日」

記録の残る昭和43年以降、毎日、交通死亡事故が発生しています。そこで、平成20年から、国民一人ひとりに、交通安全に対する意識を高めてもらうため、「交通事故死ゼロを目指す日」を設定しています。

高山村から防災士資格取得補助金のご案内

防災士とは

防災士とは「自助」「共助」「公助」を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を取得したことを日本防災士機構が認証した人です。

具体的には、公的機関や民間組織、個人と力を合わせて、以下の活動を行います。

- 平常時においては防災意識・知識・技能を活かして、その啓発に当たるほか、大災害に備えた自助・共助活動等の訓練や、防災と救助等の技術の錬磨などに取り組む。
- 災害時にはそれぞれの所属する団体・企業や地域などの要請により避難や救助・救命、避難所の運営などにあたり、自治体など公的な組織やボランティアの人達と協働して活動する。

防災士になるには

①防災士養成講座の受講(2日間)
＋
②防災士取得試験の合格

群馬県主催の日本防災士機構が認証した養成講座を受講し、取得試験に合格する。

↓

③普通救命講習の受講

消防署、日本赤十字社等が実施する「普通救命講習」を受講し、修了証を取得する。

↓

④防災士認証登録申請

↓

防災士資格取得

防災士認証登録の完了後、取得者には「防災士認証状(A4版賞状形式)」と「防災士証(カード形式)」が届く。

消防団員経験者の特例措置について

防災士資格取得について、消防団員(退職者含む)であって分団長以上の階級にある(あった)方は、以下の特例が適用となります。

①防災士養成講座の受講
②防災士取得試験
③普通救命講習の受講

全て免除されます！

防災士取得を希望する特例該当者は、防災士認証登録申請をするだけで資格取得できます。

資格取得補助金について

村では、下記のとおり防災士の資格取得に要する費用を補助します。

●補助金の対象額

(1)防災士教本：4,000円
(2)防災士資格取得試験受験料：3,000円
(3)防災士認証登録料：5,000円
　合計：**12,000円**　→　**全額補助対象**

※消防団員経験者の特例措置対象者の場合
(1)防災士教本：4,000円
(2)防災士認証登録料：5,000円
　合計：**9,000円**　→　**全額補助対象**

補助金の交付対象者
(以下の要件を満たす必要があります)

(1)村内在住の方
(2)村と協力し防災リーダーとして活動する意志のある方

《お申し込み・お問い合わせ先》　高山村役場　総務課　☎0279－63－2111(内線11)

高山村パイプハウス貸付事業について

●事業の目的

当事業では、村が購入したパイプハウスを希望する方に貸し付けることにより、施設導入に係る初期投資のお手伝いとして施設購入費の10分の６の額を借受者負担とし、これを分割返済することにより負担の軽減を図り、施設による農作物の栽培を推進するものです。

●貸付を行うパイプハウスの部材

パイプ及びフィルムとします。

●貸付期間

10年間です。

貸付料の返済が終了したときは、パイプハウスの返却は求めません。

●貸付対象となる方の要件

①村内に住所を有する個人及び団体で、今後10年以上にわたり出荷・販売を目的とする農作物の栽培に取り組む見込みのある方
②村税等に滞納がない方
③パイプハウスの組立費用は借受者が負担してください
④借受者は共済組合等の保証制度に加入してください
⑤借受期間中④に該当しない軽微な修繕費についても借受者が負担してください

●貸付申請書の受付

申請受付期限：令和５年５月31日(水)まで

高山村６次産業推進事業補助金について

高山村では、村内の農産物を活用した６次産業に取り組む農業者等への支援により、特産品の創出や本村農業の活性化を図ることを目的として､「高山村６次産業推進事業補助金」を交付します。村内の農産物を活用する新たな商品の開発などを検討されている方はご活用ください。

●補助対象者

農業者又は農業者の組織する団体で次の要件を満たしている方
①高山村に住所を有し世帯全員が村税及び使用料等を滞納していないこと
②農業者の組織する団体にあっては構成員の世帯全員が村税及び使用料等に滞納がなく、組織及び運営に関する規約等が定められていること

●補助対象事業

補助の対象となる事業は､次のいずれかに該当する事業です。
①商品の企画・開発に関する事業
②販路の拡大に関する事業
③農産物等加工施設の新設及び改修等に関する事業
④地域食材供給施設等の新設及び改修等に関する事業
⑤農産物直売施設等の新設及び改修等に関する事業
⑥加工及び販売に係る機械設備等の導入・整備に関する事業

●補助率及び補助額

補助対象事業に要する経費の50％以内で、１事業あたり300万円を限度

●事業期間　事業申請の年度内に完了する事業

●申請方法

高山村役場農林課へ申請書を提出してください。

高山村農業振興協議会関連補助事業の案内について

高山村農業振興協議会では、農業の振興を促進するための事業を行うのに要する経費の負担を軽減するため、農業者及び各種団体へ補助金を交付しますのでご活用ください。

●補助事業の種類

補助事業の種類	補　助　率
1.農業経営に必要な運転資金の借入金の利子補給	借入利息の50％以内 制度資金以外　１年間
2.生産資材(パイプハウス)の購入資金補助	50％又は10万円の低い額
3.新規作物導入資金の補助	50％以内 (新規導入作物は３年間とする)
4.各種農業団体の先進地視察等の補助(年１回限り)	50％以内
5.特産物の研究加工販売に対する補助	80％又は50万円の低い額
6.各種団体の運営資金	１団体12万円以内
7.その他会長及び委員長が認めた者	１／５以内とし補助上限額は30万円とする。ただし、認定農業者及び認定新規就農者は、補助率を３／10以内とし補助上限額は30万円とする。

●補助の取り消し(全部又は一部)について

①補助金を本来の目的ではなく他の用途に使用したとき
②補助金交付の条件に違反したとき

●申請方法について

補助金交付を希望される場合は申請書類等に必要事項を記入のうえ役場農林課へ令和５年５月31日(水)までに提出してください。

●書類の審査方法について

高山村農業振興協議会審査委員会において事業計画の妥当性や実現性について審査を行い決定されます。

●補助金の交付

この補助金は高山村農業振興協議会補助金交付要綱に基づく交付となります。

《お問い合わせ先》高山村役場　農林課　☎0279－26－7951(直通)

高山村農作物被害（野生動物による）対策事業補助金について

高山村では、村内の農産物栽培の安定化を図る為、野生動物被害の防止を目的とした防護対策（電気柵等）の設置経費について、補助金を交付いたします。新たに電気柵等の設置を考えている方はご活用ください。

●補助対象者
次の要件を満たす方
①高山村内で農業経営を行う方
②２戸以上の複数戸で共同設置する方。ただし、隣接する農地がない場合又は隣接する農地に防護対策が実施してある場合は、この限りではない。
③その他村長が認めた方

●補助率及び補助額
補助対象事業に要する経費の50％以内、事業費の上限は50万円未満とする。（最大25万円補助）

●対象農地
次の要件を満たす農地
①農業の目的に供される土地
②農作物の防護対策を目的とした補助金の交付を受けていないこと。ただし、過去に補助金の交付を受けた機械等の耐用年数が経過している場合又は、利用権の設定等により過去に補助金の交付を受けた方以外が耕作する場合は、この限りではない。

●事業期間
事業申請の年度内に完了する事業

●申請方法
高山村役場農林課まで申請書をご提出ください。

農地活用支援事業補助金について

耕作に支障をきたしている悪条件の農地における、耕作放棄地化を防止！

高山村では、令和４年度から所有もしくは借入している農地において、繁茂してしまった雑草、大きな石等による耕作への支障などによる耕作困難な農地に対し、大型農業機械を利用して、農地の活用を図る農業者への支援を開始します。

●利用要件
- 農振農用地（青地）であること。
- 事業を実施した年度から起算して５年間以上、農地利用が見込まれること。
- 群馬県農業公社所有の大型機械に限ります。

●補助金交付内容
①機械輸送に要する経費・・・10／10
②活用に係る機械利用に要する経費・・・２／３以内（限度額20万円）

●群馬県農業公社所有機械の一部紹介
- 石礫破砕（大きな石などを砕く機械）
  料金：28,800円／10ａ～
- 雑草除去（草刈り機で対応できない雑草等）
  料金：11,500円／10ａ～
- 機械輸送費（前橋市から高山村）
  料金：１台　36,000円（全額補助となります）

●事業期間　事業申請の年度内に完了する事業

●申請方法
高山村役場農林課へ申請書を提出してください。

《お問い合わせ先》高山村役場　農林課　☎0279－26－7951（直通）

令和５年３月末 住民基本台帳登録人口しらべ　男・女別

行政区	男	女	計	世帯数
原	211	195	406	154
本　宿	176	184	360	137
新　田	244	263	507	196
五　領	117	114	231	93
判　形	253	286	539	221
役　原	79	76	155	67
関　田	111	95	206	87
戸　室	92	104	196	66
火の口	51	45	96	38
北之谷	72	71	143	52
熊　野	72	67	139	62
梅　沢	100	102	202	96
梅　沢（おもてなし）	0	0	0	0
茶屋ヶ松	27	33	60	31
老人ホーム	12	37	49	49
合　計	1,617	1,672	3,289	1,349
高山村大字中山	1,140	1,214	2,354	977
高山村大字尻高	477	458	935	372

令和５年３月31日

〈高山村ガイドボランティアの会 企画〉ゴヨウツツジを観て小野子山に登ろう！

風香る５月の小野子山に登り〈赤芝コース〉、県指定天然記念物のシロヤシオを愛でて、頂上を目指そう!!

小野子山〈赤芝コース〉登山口

●日時　令和５年５月13日（土）

●集合　８時45分　道の駅「中山盆地」北側駐車場へ。

●出発　９時00分　誘導車を先頭に、各自の車で登山口まで移動します。（乗合わせに協力ください。）

●用意するもの
昼食・飲み物・登山靴・杖・カメラなど。

●定員　20名（定員になり次第締め切らせていただきます。）

●参加費　無料

《申し込み》　高山村役場　地域振興課
☎0279－63－2111（内線26）